

医療の会計・税務 第4回

医療事業部より

平成26年6月

概算経費とは、

医療機関は社会保険診療報酬に係る費用を実際にかかった経費ではなく、概算経費で計算することが認められています。

この概算経費が適用できるのは、

平成25年度税制改正

改正前

社会保険診療に係る収入が
年5,000万円以下の者



改正後

社会保険診療に係る収入が5,000万円
かつ
自由診療を含めた医業に係る収入が年7,000万円以下
の者

に限定されています。これは個人診療所でも医療法人でも同じ取扱いとなります。

医療法人の場合、**理事長等への報酬も実額経費に含めることができ**、ほとんどの場合、概算経費を使うよりも**実額経費の方が多くなるため**、適用しないケースが多いです。

社会保険診療報酬の額に応じた概算経費の速算表は以下のとおりです。

社会保険診療報酬 (A)

概算経費

年2,500万円以下	(A) × 72%
年2,500万円超3,000万円以下	(A) × 70% + 50万円
年3,000万円超4,000万円以下	(A) × 62% + 290万円
年4,000万円超5,000万円以下	(A) × 57% + 490万円

例えば、

社会保険診療報酬: 年3,000万円

社保診療に実際にかかった経費: 1,500万円の場合だと、以下のようになります。

社保診療 - 経費 = 利益

実額の場合: 3,000万円 - 1,500万円 = 1,500万円

概算の場合: 3,000万円 - ※2,150万円 = 850万円

※3,000万円 × 70% + 50万円 = 2,150万円

650万円利益を
少なく計算できる!

メリットが多い概算経費ですが、注意点がおおまかに分けて3つあります。

●1つ目は、もちろんのこと上記の要件に該当していることです。

この要件に該当しているか否かは当期の診療が終わらないと正確に超えたかどうか算定できず、5,000万円を1円でも超えた場合はこの規定は適用できないため、超えてしまった時のために実額計算は必要であり、実額と概算の場合の所得を比較する必要があります。よって、いずれにしても事務負担は変わりません。

●2つ目は、自由診療が病院の収入のうちどれぐらいの割合を占めているかです。

概算経費を計算するにあたって自由診療がある場合は、社会保険診療報酬と自由診療の費用を按分して所得を計算します。そのため、割合によって有利不利が変動するので注意が必要です。

●3つ目は、個人医院の注意点として、専従者給与（家族への給与）を支払うべきか否かです。

届出をすることで専従者給与を必要経費として落とすことはできますが、概算経費の方が有利となる場合、どんな費用があるかにかかわらず、概算で計算するため、専従者給与の所得税や住民税を余分に納税してしまうこととなります。

（比較後の専従者給与の取消しは不可。）